

短期入所生活介護重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：0548-32-0201

担当：山内 雅

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 特別養護老人ホーム片岡杉の子園の概要

（1）施設の名称・所在地等

事業所番号	静岡県 2275500011号
事業所名	特別養護老人ホーム片岡杉の子園
所在地	静岡県榛原郡吉田町片岡2895

（2）施設の職員体制

職種	人員	業務内容
施設長（管理者）	1名	事業所の運営全般の管理、監督
生活相談員	2名	相談援助、関係機関との連絡調整
介護士	20名以上	利用者の日常生活を営むうえで必要な介護、サービス提供
看護師	3名	利用者の心身の健康管理、日常生活のうえで必要な看護
管理栄養士	1名	栄養管理、栄養相談
医師（嘱託）	2名	健康管理のうえで必要な診断、療養上の指導
事務職員	3名	事務及び経理事務

※ 特別養護老人ホーム施設サービスに従事する職員と合算記載。

定 員	20名	静 養 室	1室
居室	4人部屋	医 務 室	1室
		食 堂	1室
		機能訓練室	1室
浴 室	一般浴槽と特別浴槽があります		

(3) 施設の設備等の概要

※ 施設の設備は特別養護老人ホームと併用

(4) 施設運営方針

- ・利用者様ひとりひとりを大切にします。
- ・生活の場を提供し、家庭的な雰囲気の中で、サービスの利用をして頂けるように努力します。
- ・地域に開かれ、だれでも気軽にお越し頂けるようにします。
- ・利用者様の尊厳を重視します。
- ・どのようなサービスを利用したいか、利用者様の身になって考えサービス提供を行います。

3 提供サービス内容

項目	サービス内容
食 事	管理栄養士による栄養管理を行います。 利用者の嗜好を考慮するほか、刻み食、ソフト食等利用者の身体機能に応じて提供します。 食堂、デイルームで、離床しての食事介助を行います。 食事時間 朝食 7:30 ~ 昼食 12:00 ~ 夕食 18:00 ~
入 浴	週に2回入浴できます。(2泊3日以上) 身体状態に応じて機械浴・一般浴に分けてあります。健康上の都合で入浴出来ない時は着替え・清拭等により清潔を心掛けます。
排 泄	利用者の尊厳(プライバシーの確保、適切な言葉掛け、介護技術)が常に保てるような排泄介助を実施します。利用者一人一人のADL、排泄パターンを把握し、適切な援助に努めます。
清 潔 整 容	衣類の交換(日常着~寝巻き)は起床、就寝時に必要に応じてお手伝いします。 シーツ交換等は週一回行いますが、汚れた場合は随時交換します。
機 能 訓 練	施設内で看護師、介護士が中心となり、生活の中で身体機能の維持のための生活リハビリを行います。
健 康 管 理	看護師による状態観察、心身の健康管理を行います。施設外の受診には必ずご家族の付き添いをお願いします。
医 療	施設内での医療行為には限界があります。医師の判断で入院の指示が出ることがあります。 入院の場合は利用期間中でもサービスを中止し、退所していただきます。
相談・援助	利用者の生活向上のために、利用者又はその家族に対する相談の機会を設け、適切な援助が行えるよう努めます。
レクリエーション	季節行事や、クラブ活動及び施設外活動に参加できます。

※施設内にて感染症が発生した場合や天災事変により、営業を中止させていただく場合がございます。

4 利用料金

基本料金

① 基本料金

介護度	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担金額
要支援1	4,510円	451円
要支援2	5,610円	561円
要介護1	6,030円	603円
要介護2	6,720円	672円
要介護3	7,450円	745円
要介護4	8,150円	815円
要介護5	8,840円	884円

※ 自己負担額は介護報酬額の1割負担となります。本人の前年度の収入によっては、2割負担・3割負担となります(平成30年8月より改正)

※ 債還払いの場合には、一且、介護報酬額全額をお支払いいただき、その後、領収書を添付して各市町村に請求されると、9割の還付が得られます。

② サービス提供体制強化加算 (I)	1日あたり	22円
サービス提供体制強化加算 (II)	1日あたり	18円
サービス提供体制強化加算 (III)	1日あたり	6円

介護職員の中で、介護福祉士の占める割合が50%以上、または常勤の介護職員、看護職員の配置比率、勤続年数が一定の条件を満たす場合に利用者全員を対象に加算されます。

③ 夜勤職員配置加算 (I) 1	1日あたり	13円
夜勤職員配置加算 (III) 1	1日あたり	15円

夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準を満たした場合、利用者全員を対象に加算されます。

④ 看護体制加算 (I)	1日あたり	4円
看護体制加算 (II)	1日あたり	8円

常勤看護師の配置、夜間における24時間の連絡体制を確保し、一定の要件を満たす場合に利用者全員を対象に加算されます。

⑤ 認知症行動、心理症状緊急対応加算 (入所日から7日を上限)	1日あたり	200円
------------------------------------	-------	------

⑥ 若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	120円
若年性認知症の利用者の方を受け入れた場合にサービス利用者個人に加算されます。		

⑦ 療養食加算	23円
---------	-----

医師の食事せんに基づく療養食(*)を提供した場合、サービス利用者個人に加算されます。

(*)糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・高脂血症食・通風食及び特別な場合の検査食

⑧ 機能訓練体制加算	12円
理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合にサービス利用者個人に加算されます。	
⑨ 認知症専門ケア加算	3円
認知症である入所者と、研修を受けた職員の数が、一定の要件を満たした場合に入所者個人を対象に加算となります。(認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の場合)	
⑩ 緊急時受け入れ加算	
緊急時(利用者の状態や家族等の事情により介護支援専門員(ケアマネージャー)が、必要と認めた場合)ケアプランに記載がないショートステイを緊急に行った場合・・・・・・・・・・・・90円(7日間限定)	
※介護者の病気等やむを得ない場合は、14日間までOK	
⑪ 在宅中重度受入れ加算(看護体制加算を算定していない場合)	425円
(看護体制加算(Ⅰ)を算定した場合)	421円
(看護体制加算(Ⅱ)を算定した場合)	417円
(看護体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)ともに算定した場合)	413円
訪問看護サービスを利用している在宅中重度者が、短期入所の場合においても、なじみの訪問看護師からサービス提供が受けられる体制を確保した場合、サービス利用者個人に加算されます。	
⑫ 医療連携強化加算	58円
喀痰吸引 人工肛門 経鼻胃管・胃ろう等の経腸栄養 褥瘡に対する治療等の状態にある場合に加算されます。※片岡杉の子園では受け入れ出来る医療的処置の範囲を定めています。	
⑬ 送迎費	
・吉田町内(片道につき)	184円
※吉田町外の送迎には別途料金がかかります(片道料金)	
・施設から片道5km未満	無料
・5km以上～10km未満	350円
・10km以上は5kmにつき	500円
⑭施設職員の賃金の改善等の実施の為、規定通り下記のいずれかが加算されます。	
介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)	・基本料金①+②～⑬合計の14.0%
介護職員等待遇改善加算(Ⅱ)	・基本料金①+②～⑬合計の13.6%
介護職員等待遇改善加算(Ⅲ)	・基本料金①+②～⑬合計の11.3%
介護職員等待遇改善加算(Ⅳ)	・基本料金①+②～⑬合計の9.0%

(2) 介護保険給付以外の料金

サービスの種類	料金
居住費 (多床室)	利用者負担第1段階 日額： 0円
	利用者負担第2段階 日額： 430円
	利用者負担第3段階① 日額： 430円
	利用者負担第3段階② 日額： 430円
	利用者負担第4段階 日額： 915円
食費 (通常提供される食事)	利用者負担第1段階 日額： 300円
	利用者負担第2段階 日額： 600円
	利用者負担第3段階① 日額： 1,000円
	利用者負担第3段階② 日額： 1,300円
	利用者負担第4段階 日額： 1,445円
朝食：¥335・昼食：¥640・夕食：¥470	
おやつ代	日額： 60円
日常生活費	日額： 30～50円 タオル、シャンプー、リンス、ボディソープ、保湿クリーム、歯磨き粉、とろみ剤
複写物の交付	一枚につき 10円
日常生活に必要な物品、医療的な処置に必要な物品	実 費
レクリエーション行事・クラブ活動費	
理美容費	
特別な食事 (通常提供される食事以外の物で希望された場合)	

※ 低所得者への利用者負担減免 (軽減) 制度があります

資産要件 単独で 1000 万円、夫婦で 2000 万円の現金、預貯金のある方は対象外となります。

キャンセル料

①入所日の前日午後 5 時までに連絡をいただいた場合	無料
②入所日の前日午後 5 時までに連絡をいただかなかった場合	1 日の基本料金の 50 %

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合、短期入所生活介護の継続が困難になったとき
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

※ 『食費』については、ご利用中の急な退所の場合は食費を頂く事があります。

(4) 利用料金の支払方法

翌月15日までに当月分の請求書をお渡しいたしますので、請求書受領の翌々月の4日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払方法は、次の3通りからお選び下さい。

1. 利用者及び支払い責任者の預金口座からの自動引き落とし…振替日は利用月の翌々月4日です
2. 焼津信用金庫吉田支店 特別養護老人ホーム片岡杉の子園の口座へのお振込み
3. 窓口での現金払い

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

- ・担当ケアマネージャーに申し込んでもらいます。
- ・ご利用期間決定後、面接を行ない、契約を締結します。
※面接結果により、利用をお断りさせて頂く場合があります。

(2) サービス利用契約の終了

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、その他やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、15日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、予約は無効となります。
- 4 利用者または身元引受人並びにその関係者等が当施設や当施設の従業員または他の利用者等に対して暴言、暴力をした場合、その他この契約を継続し難い行為を行った場合はサービス利用契約を終了させていただきます。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

6 身元引受人の責任

1. 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者にたいする一切の責務について、利用者と連携して履行の責任をおいます。
2. 身元引受人の前項以外の責任
 - ・利用者が医療機関に受診する場合、受診・手続き等が円滑に進行するよう協力すること。

7 施設ご利用に当たっての留意点

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ・面会時間 | 9：00～18：00（食べ物の差し入れはご遠慮下さい） |
| ・金銭、貴重品の管理 | 原則として持ち込みは遠慮願います。 |
| ・外出 | 利用初日に連絡のうえ、許可を受けるものとします。 |
| ・飲酒、喫煙 | 原則禁止 |
| ・設備、器具の利用 | 職員にお尋ねください。 |
| ・所持品の持ち込み | 入所のご案内に記載 |
| ・施設外での受診 | 必ずご家族にお願いします。 |
| ・勧誘などの宗教活動 | 禁止 |
| ・特定の政治活動 | 禁止 |
| ・その他 | 他の利用者の迷惑となる行為などは禁止します。 |

8 緊急時の対応方法

ご利用者の容態の変化等があった場合は、速やかにご家族に連絡し、急変時は救急搬送します。ご家族は主治医に連絡して紹介状を発行していただくほか、必ず病院への付き添いをお願いいたします。また、事前に、緊急時の延命の意思の確認書をご記入いただきます。

9 非常災害対策

- ・防災設備
スプリンクラー、屋内消火栓設備、自動火災通報設備、消火器等消防法に定められた諸設備が備えられています。
- ・防災訓練
防災委員会を中心に毎月「防災訓練計画」に基づき全職員訓練を行います。年4回は夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加していただき実施しています。
- ・防火責任者
選任しており、定期的に諸設備の点検、職員への指導教育を行います。

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 若尾 美香 電話 0548-32-0201
責任者 施設長 鈴木 佐知子
受付時間：9：00～17：00

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

吉田町役場 福祉課 0548-33-2106

(町民以外の方は、住所地の介護保険担当課にご連絡下さい。)

静岡県社会福祉協議会 054-254-5248

国民健康保険団体連合会 054-253-5590

11 当施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人杉の子
代表者役職氏名	理事長 金杉 紀明
本部所在地・電話番号	静岡県榛原郡吉田町片岡2895番地 電話 0548-32-0201
定款の目的に定めた事業	1 第一種社会福祉事業 2 第二種社会福祉事業 3 公益事業
事業内容. 提供するサービス	1 特別養護老人ホーム 2 短期入所生活介護 3 通所介護 4 居宅介護支援事業 5 その他これに付随する業務

12 第3者による評価の実施状況

1 あり

実施した間近の実施日 _____

実施した評価機関名称 _____

評価結果の開示状況 _____

2 なし